

意見書第121号

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

平成18年12月15日提出

提出者 枚方市議会議員 河 西 正 義
高 橋 伸 介
榎 本 正 勝
広 瀬 ひとみ
中 西 秀 美
大 森 由紀子
出 井 宏
若 月 直
三 木 静 夫
野 村 生 代

〈提案理由〉

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求めるため。

〈提 出 先〉

総 務 大 臣

厚生労働大臣

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書

我が国には、B型肝炎患者が約150万人、C型肝炎患者が約200万人いるといわれウイルス性肝炎は、まさに国民病となっています。また、肝臓がんによる年間死亡者数約3万人の9割はB型・C型肝炎の持続感染者であり、その感染の大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における注射針・筒の不交換などの不潔な医療行為、すなわち医原病によるものと言われてしています。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年6月21日に、福岡地裁判決が本年8月30日に言い渡されましたが、これらいずれの判決においても国の行政責任、製薬企業の不法行為責任が認められたところです。

よって、政府は、司法の場でウイルス性肝炎の医原性に係る国の政策の過ちが認定されている事態を考慮し、すべての肝炎患者を救済するため、下記の措置を緊急に講ずるよう強く求めます。

記

1. 薬療肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
2. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して、持続感染者の追跡調査を指示し、特定された持続感染者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
3. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
4. ウィルス性肝炎の検診・治療体制の拡充及び検査費用の負担軽減等を行うこと。
5. ウィルス性肝炎治療に係る医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
6. ウィルス持続感染者に対する偏見・差別一掃のための啓発等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月20日

枚方市議会議長 大槻 哲也

<提出先>>

総務大臣

厚生労働大臣